

グループホーム 望海荘

(指定認知症対応型共同生活介護)

(指定介護予防認知症対応型共同生活介護)

運 営 規 程

グループホーム 望海荘 運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人豊光福祉会が開設するグループホーム 望海荘（以下「事業所」という。）が行う指定認知症対応型共同生活介護事業及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護者であって認知症の状態にあるものに対して、共同生活を営むべき住居において、家庭的な環境の下で入浴、排泄、食事等の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことを目的とする

(運営の方針)

第2条 事業所の従業者は要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう生活全般にわたる援助を行う。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

1. 名称 グループホーム 望海荘
2. 所在地 福岡県豊前市大字松江690番地10号

(職員の職種、員数及び勤務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び勤務内容は次のとおりとする。

(1ユニットあたり)

1. 管理者 1名
管理者は事業所の従業者の管理及び業務管理を一元的に行う。
2. 計画作成担当者 1名
計画作成担当者は事業所において利用者の心身の状態に合わせ個別介護計画の作成にあたる。
3. 介護職員 6名以上
介護職員は事業所において利用者の介護及び生活支援を行う。

(定員)

第5条 事業所の利用定員は9名とする。

(サービスの内容)

第6条 事業者が提供するサービスは次のとおりとする。

1. 利用者の認知症の症状を緩和し、安心して日常生活を送ることができるよう、利用者の心身の状況を踏まえ適切におこなう。

2. 利用者がそれぞれの役割をもって家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮しておこなう。
3. 介護計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮する。
4. 介護従事者は、サービスの提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし利用者又その家族に対し、サービスの提供方法等について説明を行う。
5. サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為をおこなわない。
6. 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行なうとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
7. 事業所は、指定認知症対応型共同生活介護（指定介護予防認知症対応型共同生活介護）を提供するに当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行なうよう努めるものとする。
8. 提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図る。

(入退居)

- 第7条 利用者は要介護者であって認知症の状態にあるものうち、少人数による共同生活を営むことに支障がない者とする。
2. 利用者の退居の際には、利用者及び家族の希望を踏まえたくうえで、退居後の生活環境や介護の継続性に配慮し、退居に必要な援助を行う。

(利用料及びその他の費用)

第8条 介護保険法による介護報酬の告示上の額とします。

2. その他の費用		
食費 (おやつ含む)	1日	1, 380円
光熱水費	1日	550円
室料	1日	1, 000円
おむつ代等		実費相当額

(利用に当たっての留意事項)

- 第9条 利用者が、利用に当たっての留意事項は次のとおりとします。
- 来訪・面会 : 来訪者は面会時間を遵守し、必ずその都度面会簿に記入していただく。
- 外出・外泊 : 外出・外泊の際には必ず行き先と帰園時間を職員に申し出ていただく。
- 嘱託医師以外の医療機関への受診 : 職員に申し出ていただく。
- 居室・設備・器具の利用 : 施設内の居室や設備、器具は本来の用法に従ってご利用いただく。

これに反したご利用により破損等が生じた場合、賠償していただく場合がございます。

迷惑行為： 騒音等他の利用者の迷惑になる行為はご遠慮いただく。
宗教・政治活動：施設内での利用者に対する宗教活動及び、政治活動はご遠慮いただく。

(衛生管理)

第10条 事業所は、利用者の使用する施設、食器その他設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じるものとする。

2. 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行なうことができるものとする。）を概ね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(非常災害時の対策)

第11条 非常災害に関し、具体的計画を立て非常災害に備え定期的に避難、救出その他の必要な訓練を行う。

1. 消防機関と連絡をとり、避難救出その他必要な訓練を行う。
2. 従業者、利用者に対し、定期的に防災教育を行う。

(苦情相談等)

第12条 苦情申出窓口を設置する

苦情解決責任者	山田 しのぶ	管理者
苦情受付担当	久保杉 育子	計画作成担当者
第三者委員	沼田 耕 一	豊光福祉会 監事
	福田 浩 二	豊光福祉会 監事、

(虐待防止に関する事項)

第13条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする

1. 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置を活用して行なうことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
2. 虐待防止のための指針の整備
3. 虐待を防止するための定期的な研修の実施
4. 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置。

(その他運営に関する重要事項)

- 第14条 事業所は介護職員等に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じ、資質向上を図るための研修の機会を設け業務体制を整備する。
2. 事業者は、適切な社会福祉事業の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は、優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等必要な措置を講じるものとする。
 3. 従業員は、業務上知りえた利用者又はその家族に関する秘密を保持する。
 4. 従業員であった者に、業務上知りえた利用者又はその家族に関する秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持させる。
 5. この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人豊光福祉会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

- この規程は、平成15年10月 1日から施行する。
- この規程は、平成16年10月 1日から施行する。
- この規程は、平成18年 4月 1日から施行する。
- この規程は、平成19年 4月 1日から施行する。
- この規程は、平成23年 5月 1日から施行する。
- この規程は、平成24年 4月 1日から施行する。
- この規程は、平成24年 5月 1日から施行する。
- この規程は、平成25年 7月 1日から施行する。
- この規程は、平成27年 1月 1日から施行する。
- この規程は、平成28年 4月 1日から施行する。
- この規程は、平成30年 1月 1日から施行する。
- この規定は、平成31年 4月 1日から施行する。
- この規定は、令和 3年 7月 1日から施行する。
- この規定は、令和 6年 4月 1日から施行する。